

## (1) 諸室使用料

諸室区分		基本使用料（単位：円）						冷暖房使用料 1時間あたり	
		午前9時から 12時まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から午 後10時まで	午前9時から午 後10時まで		
多目的ホール	平日	13,200	19,800	26,400	33,000	46,200	59,400	5,500	
	土日休日	15,840	23,760	31,680	39,600	55,440	71,280		
多目的ホール（客 席フロアのみ）	平日	9,900	14,850	19,800	24,750	34,650	44,550		
	土日休日	11,880	17,820	23,760	29,700	41,580	53,460		
多目的ホール（舞 台のみ）	平日	6,600	9,900	13,200	16,500	23,100	29,700		
	土日休日	7,920	11,880	15,840	19,800	27,720	35,640		
多目的ホール（客 席フロアのみス ポーツ利用）	平日	1時間あたり2,200							
	土日休日	1時間あたり2,640							
多目的ホール（客 席フロアのみス ポーツ利用・半 面）	平日	1時間あたり1,100							
	土日休日	1時間あたり1,320							
楽屋1・2		264	396	528	660	924	1,188		110
控室1・2・3・4		528	792	1,056	1,320	1,848	2,376		220

## (2) その他の諸室使用料

(単位：円)

諸室区分	単位	冷暖房使用料
	1時間	1時間
リハーサル室	1,100	330
会議室1	1,100	330
会議室2	880	220
会議室3・4	660	110
和室1・2	880	220
調理室	1,100	330
マルチルーム	1,100	330
ボランティア室	880	220

## (3) トレーニングルーム使用料

(単位：円)

区分	単位	金額
65歳以上	1回、2時間	100
中学生及び高校生		300
一般		500

## (4) 付属設備等使用料

(単位：円)

区分	名称	単位	利用時間	使用料
ホール設備	照明機器	1式	①午前9時から 12時まで	2,200
	映像機器	1式		3,300
	音響機器	1式	②午後1時から 午後5時まで ③午後6時から 午後10時まで	2,200
	金屏風	1双		1,100
	フルコンサートピアノ	1台		2,200
その他	諸室AV機器	1式	1時間	330
	アップライトピアノ	1台	1時間	220
	調理器具・食器	1式	1時間	220
	電気・水道・ガス	1式	1回	550

## 備考

1 利用者が、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の施設使用料の額は、基本使用料の額に、次に掲げる入場者1人当たりの徴収額の最高額の区分に従い、それぞれ当該区分に掲げる割合を乗じて得た額とする（冷暖房費は除く。）。

- (1) 1,000円以下の場合 100分の100
- (2) 1,001円以上3,000円以下の場合 100分の200
- (3) 3,001円以上の場合 100分の250

2 入場料等の額が不明な場合は、当該入場料等を3,001円以上の場合とみなして使用料を算出する。

3 商業宣伝又はこれに類する営利目的のために利用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の300を乗じて得た額とする。

4 多目的ホールをリハーサル又は準備のために利用する場合の使用料の額は、この表に掲げる基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

5 利用時間の超過許可を受けた場合の施設使用料の額は、次に掲げる時間帯の使用料の時間単価に(1)及び(2)については100分の120を、(3)及び(4)については100分の100を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間は1時間を限度とする。

- (1) 午前9時以前の利用 午前9時から正午までの時間帯
- (2) 午後10時以降の利用 午後6時から午後10時までの時間帯
- (3) 正午から午後1時までの利用 午後1時から午後5時までの時間帯
- (4) 午後5時から午後6時までの利用 午後6時から午後10時までの時間帯

6 利用時間の超過許可を受けた場合の付属設備等使用料の額は、この表に掲げる使用料に100分の30を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間は1時間を限度とする。

7 冷暖房を使用する場合は、冷暖房費を使用料に加算する。

8 調理室を利用する際に電気、水道又はガスを使用する場合は、1回あたり550円を加算する。その他施設の利用に際し、利用物件に付帯する電気、水道又はガスその他の設備を特別に使用した場合は、それぞれ料金の実費相当額を徴収することができる。

9 市内に住所を有する個人並びに市内に所在する事業所及び団体等以外の者の施設使用料の額は、多目的ホール、楽屋及び控室については100分の120を、その他の諸室及びトレーニングルームについては100分の200を、基本使用料に乗じて得た額とする（冷暖房費、光熱水費は除く。）。

10 ホワイエ又はエントランスホールのみを利用する場合は、使用料は無料とする。ただし、営利を目的として利用する場合は、この表の多目的ホール（舞台のみ使用の場合）の使用料の額を適用する。

11 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。

12 施設使用料（その他の諸室）については、利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数の時間は1時間とみなす。

13 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

14 ピアノ調律料は、利用者負担とする。